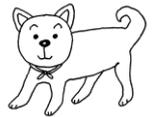


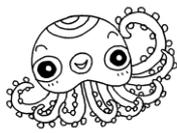


# 要件を満たせば、在園する町立園での 一時預かり保育料が無償になります

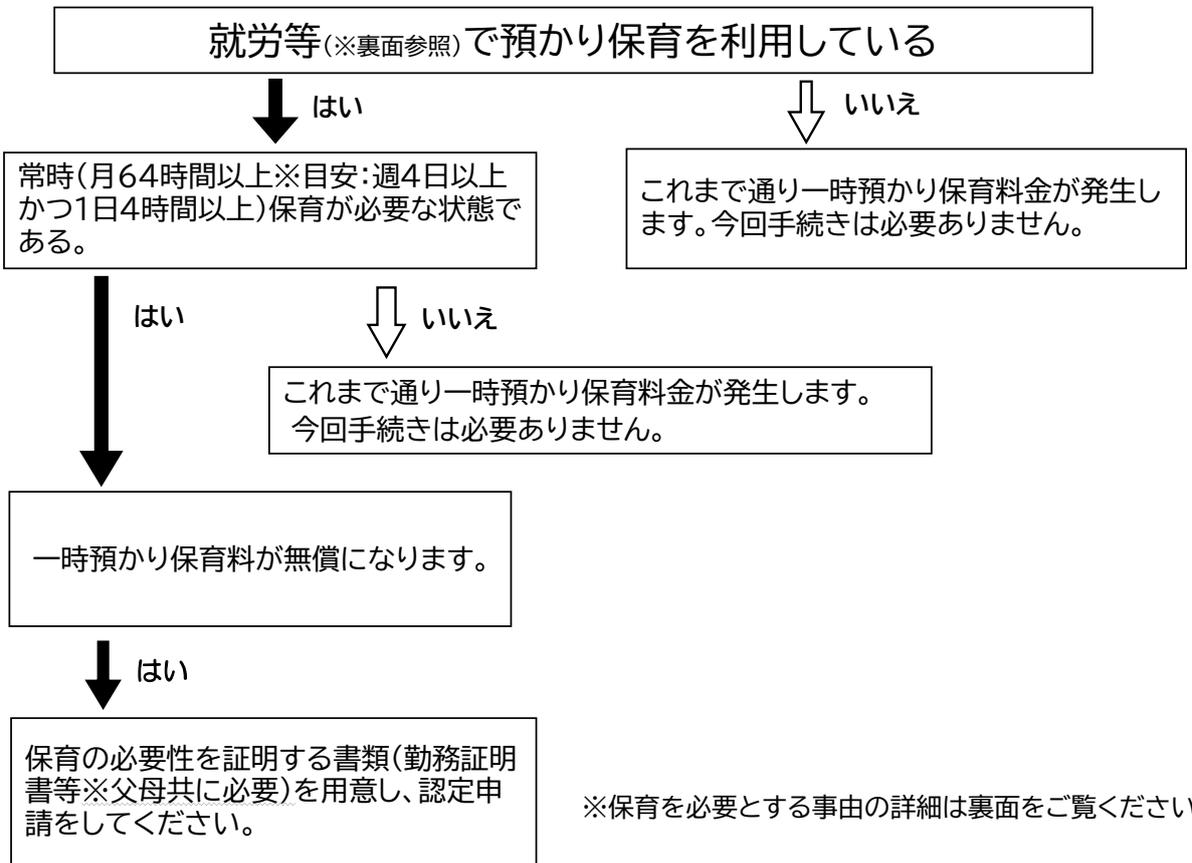
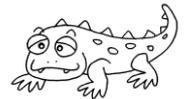


※「保育の必要性の認定(2号)」を受ける必要があります！

- |   |
|---|
| 1. 共働き世帯など、保育の必要性の認定要件(※裏面参照)を満たしている方は、<br>一時預かり保育料が無償になります。              |
| 2. 無償化の対象となるためには無償化の申請(施設等利用給付認定申請)を行い、<br>町から「保育の必要性の認定(2号)」を受ける必要があります。 |
| 3. 認定を受けた場合、在園する園での一時預かり保育料は無償になります。                                      |



## 在園する園での一時預かり保育料 無償化のフローチャート



※保育を必要とする事由の詳細は裏面をご覧ください

【裏面へつづく】

## \*施設等利用給付認定(2号)の申請方法について\*

以下の(1)～(2)の書類を、在籍する園または播磨町役場 こども課へご提出ください。

### ★ 申請書類

#### (1)子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

※お子様1人につき1枚必要です。

#### (2)保育を必要とする事由を証明できる書類(父母共に必要)

(兄弟で同時申請の場合、勤務証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません。)

### ★保育の必要性を証明する書類(様式については播磨町役場こども課及び各園、播磨町ホームページで入手できます。)

保育を必要とする事由		認定有効期間	認定時の必要書類
① 就労 ※月64時間以上を条件とする	法人化された事業所に雇用されている場合(会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労している期間	勤務(内定)休業証明書 ※育児休業から復帰する場合は育児休業期間の記載のある勤務(内定)休業証明書
	自営業の方(自営手伝いを含む)		勤務(内定)休業証明書、開業届の写し(又は最新の確定申告書(青色申告または白色申告B型)の写し等)
	内職の方		勤務(内定)休業証明書、雇用契約書、就業規則・開業届等
② 妊娠・出産 (出産予定日から8週後の月末まで)		妊娠期間中から出産後8週目の月末まで	母子健康手帳の①保護者名、②交付日、③分娩(出産)予定日、④受診実績の記載されているページのコピー
③ 保護者の疾病・障がい	疾病の方	事由が生じている期間	利用・継続に関する申立書、診断書または医師の意見書(就労や育児の困難な状況について証明)
	障がいの方	事由が生じている期間	利用・継続に関する申立書、身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等のコピー
④ 同居している親族の介護・看護 ※月64時間以上を条件とする		事由が生じている期間	介護・看護状況申告書、タイムスケジュール、 (介護の場合) 障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー (施設通所付添の場合) 在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
⑤ 災害復旧		保育を必要とする期間	利用・継続に関する申立書、り災証明書
⑥ 求職活動	就労内定の方	就労している期間	上記「①就労」欄の書類
	求職活動中の方	認定開始月から3か月	誓約書兼求職活動報告書、活動内容が確認できる書類 ※月64時間に満たない就労実績がある場合は、加えて上記書類「①就労」欄の書類
⑦ 就学 ※月64時間以上を条件とする		就学している期間	在学証明書、受講カリキュラムを確認できる書類、タイムスケジュール
その他、上記に類するなど特段の保育が必要な事情について必要な書類は窓口でご案内します。			

★ 提出先 在籍する園または播磨町役場こども課

★ 問合せ先 播磨町役場こども課 幼児保育係 電話:079-435-0365(直通)

★ その他 町が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。

※審査に必要な場合、町が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

※申請日以降の認定になりますのでご注意ください。

※提出後、証明書の内容等に変更が生じた場合は、必ず新しい証明書を提出してください。